予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十五年三月三十日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第百十九号

予防接種法施行令及び厚生科学審議会令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）の施行に伴い、並びに予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第五条第一項及び第二十八条並びに厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第八条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条　予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条中「第二条第二項第九号」を「第二条第二項第十二号」に改める。

第一条の二の見出し中「定期の予防接種」を「市町村長が予防接種」に改め、同条第一項中「法第三条第一項」を「法第五条第一項」に、「予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十五号）附則第三条」を「予防接種法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八号）附則第七条」に、「かかつている」を「かかっている」に、「かかつた」を「かかった」に、「あつて」を「あって」に改め、同項の表の下欄中「定期の予防接種の対象者」を「予防接種の対象者」に改め、同表麻しんの項及び風しんの項中「であつて」を「であって」に改め、同表結核の項の次に次のように加える。

Hib感染症	生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る。）	生後二月から生後六十月に至るまでの間にある者
ヒトパピローマウイルス感染症	十二歳となる日の属する年度の初日から十六歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子

第一条の二第一項の表インフルエンザの項中「であつて」を「であって」に改め、同条第二項中「掲げる定期の予防接種の対象者であつた」を「掲げる者であった」に、「かかつている」を「かかっている」に、「かかつた」を「かかった」に、「であつて」を「であって」に、「当該定期の予防接種の対象者であつた」を「当該掲げる者であった」に、「第三条第一項に規定する」を「第五条第一項の規定による」に、「できなかつた」を「できなかった」に、「なくなつた」を「なくなった」に、「あつては」を「あっては」に改める。

第二条の見出し中「定期の予防接種」を「市町村長が予防接種」に改め、同条中「第三条第二項」を「第五条第二項」に改める。

第三条第一項第一号中「あつて」を「あって」に、「わたつて」を「わたって」に改め、同条第二項中「であつて」を「であって」に改め、同条第三項中「であつて」を「であって」に、「よつて」を「よって」に、「かかつている」を「かかっている」に改める。

第四条第一項中「第三条第一項」を「第五条第一項」に改め、同条第二項中「あつた」を「あった」に改める。

第五条及び第六条中「第三条第一項」を「第五条第一項」に、「当たつて」を「当たって」に改める。

第六条の二第一項中「、予防接種を行つた」を「、法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った」に、「予防接種を行ったときから」を「当該予防接種を行ったときから」に改める。

第七条中「予防接種を行つた」を「法第五条第一項又は第六条第一項若しくは第三項の規定による予防接種を行った」に、「あつて」を「あって」に改める。

第八条の見出し中「予防接種」を「定期の予防接種等」に改め、同条中「第十一条第一項」を「第十五条第一項」に、「一類疾病」を「A類疾病」に、「二類疾病」を「B類疾病」に、「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第九条中「第十一条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第十条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条第一項中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改める。

第十一条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条第一項中「第十二条第一項第一号」を「第十六条第一項第一号」に改め、同条第二項中「あつて」を「あって」に改める。

第十二条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条第一項中「第十二条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同条第二項中「第十二条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改め、同項第一号中「第七条の二第一項」を「第二条第五項」に改め、同条第三項中「であつて」を「であって」に改め、同条第五項中「第十二条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に改める。

第十三条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条第一項及び第二項中「第十二条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改め、同条第三項中「であつて」を「であって」に改め、同条第五項中「第十二条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

第十四条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条第一項中「第十二条第一項第二号」を「第十六条第一項第二号」に、「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条第二項本文中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同項ただし書中「であつた」を「であった」に、「一類疾病」を「A類疾病」に、「であつて」を「であって」に改める。

第十五条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条中「第十二条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に、「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に、「至つた」を「至った」に改める。

第十六条（見出しを含む。）中「一類疾病」を「A類疾病」に改める。

第十七条第一項中「第十二条第一項第四号」を「第十六条第一項第四号」に、「あつた」を「あった」に改め、同項ただし書中「あつて」を「あって」に改め、同条第二項第一号中「あつて」を「あって」に改め、同号イ中「よつて」を「よって」に改め、同条第三項中「よつて」を「よって」に改め、同条第五項中「第十二条第一項第三号」を「第十六条第一項第三号」に改める。

第十八条の見出し中「一類疾病」を「A類疾病」に改め、同条中「第十二条第一項第五号」を「第十六条第一項第五号」に改める。

第十九条の見出し中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条中「第十二条第二項第一号」を「第十六条第二項第一号」に改める。

第二十条の見出し中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条中「第十二条第二項第一号」を「第十六条第二項第一号」に改める。

第二十一条の見出し中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条中「第十二条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改める。

第二十二条の見出し中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条中「第十二条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に、「あつた」を「あった」に、「なつた」を「なった」に、「至つた」を「至った」に改める。

第二十三条の見出し中「二類疾病」を「B類疾病」に改め、同条中「第十二条第二項第三号」を「第十六条第二項第三号」に改める。